

令和4年3月30日

保険薬局各位

一般社団法人三重県薬剤師会

令和4年3月からの薬剤交付支援事業の追加案内について

今般の事業について、以下のとおり追加の案内をお知らせいたします。

◆請求の根拠となる資料について

公共交通機関（電車・バス）の場合、領収書の発行が難しい場合があるため、客観的に証明できるものとして、移動経路の記録及び料金の記録で対応することも可能とのことです。

また、公共交通機関（電車・バス）が事業の対象として想定されますが、緊急時や移動手段が他にない時など、利用せざるを得ない状況においてタクシーを利用いただくことは差し支えありません。（\*但し、本会においては、既にご案内しているとおりタクシー利用については、ラゲブリオ等の経口治療薬を処方当日に患者に届けなければならない場合に限定し、利用料は3,000円を上限とさせていただいておりますのでご注意ください。）

記録例：（電車・バスの場合）

利用日／従事者氏名／目的地（届け先）／利用交通機関名／利用区間（A駅～B駅）／料金、  
を記録する等。

◆請求の根拠となる資料の保管・提出に係る留意点について

資料の提出にあたっては、

・可能な限り、電子媒体（スキャン、スマートフォン等で撮影した写真等）による提出を検討いただきたいこと

・個人情報にはマスクングを行うこと

請求書や領収書がある場合には、配送伝票の写しの提出まで求められるものではありませんが、薬局においては請求の根拠として適切に保管されるようお願いいたします。

なお、報告日に請求書、領収書が間に合わない場合は伝票の写しの提出をお願いいたします。

事務担当：(一社)三重県薬剤師会  
薬事情報センター 高村、阿部  
電話：059-228-5995 FAX：059-225-4728